

## 耐用年数表（一部抜粋）

### ○ 建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備（照明設備も含む）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13 15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	18 10

### ○ 構築物

舗装道路及び路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15 10 3
塀（へい）	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの れんが造のもの 石造のもの 土造のもの 金属造のもの	30 15 25 35 20 10

### ○ 機械及び装置

食料品製造業用設備		10
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
農業用設備		7
漁業用設備		5
総合工事業用設備		6
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	10 8 17 8

### ○ 船舶

漁船	鋼船（総トン数が500トン以上のもの） 鋼船（総トン数が500トン未満のもの） 木船	12 9 6
その他	軽合金船 強化プラスチック船 水中翼船及びホバークラフト	9 7 8

### ○ 車両及び運搬具

自転車		2
フォークリフト		4
前掲のもの以外のもの	自走能力を有するもの その他のもの	7 4

### ○ 工具

測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）		5
治具及び取付工具		3
型（型枠を含む）、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	2 3
切削工具		2

### ○ 器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの 陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	15 8 5 8 6 8 5 15 8 5 6 6 4
事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く） その他のもの 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	4 4 5 6 10
試験機器及び測定機器	度量衡器 試験又は測定機器	5 5
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5 5
理容又は美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	4 5 7 6 7 6 6 8 4 6 3 10 5

※上記にない資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表をご確認ください。

### 中古資産の耐用年数（簡便法）

① 法定耐用年数を全部経過したもの

$$\text{法定耐用年数} \times (20 / 100)$$

② 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times (20 / 100)$$

※1年未満の端数は切り捨て、上記の計算による年数が2年未満の時は2年とする。